

資料2 特定動物に関する基準等(素案)(諮問8～11関係)

第1 指定種

次に掲げる種類を追加する。

- (1) ねこ属のうちスナドリネコ及びジャガランディ(哺乳綱食肉目ねこ科)
- (2) きょくとうさそり科全種(くも綱さそり目)
- (3) ひめぐも科のうちジュウサンボシゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ハイイロゴケグモ(くも綱くも目)

参考 現行の指定種と追加指定種

現行		追加指定種	
科名	種名	科名	種名
1 哺乳綱			
(1) 霊長目			
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウー リーモンキー属全種		
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒビ属全種 オナガザル属 全種 パタスモンキー属全種 コ ロブス属全種 プロコロブス属全 種 ドックモンキー属全種 コバ ナテングザル属全種 テングザル 属全種 リーフモンキー属全種		
てながざる科	てながざる科全種		
ひと科	オランウータン属全種 チンパン ジー属全種 ゴリラ属全種		
(2) 食肉目			
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカ ル、キンイロジャッカル、コヨー テ、タイリクオオカミ、セグロ ジャッカル、アメリカアカオオカ ミ及びアビシニアジャッカル タ テガミオオカミ属全種 ドール属 全種 リカオン属全種		
くま科	くま科全種		
ハイエナ科	ハイエナ科全種		
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデン キヤット、カラカル、ジャングル キヤット、ピューマ、オセロッ ト、サーバル及びアジアゴールデ ンキヤット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種		ネコ属のうちスナドリネコ及びジャガ ランディを追加
(3) 長鼻目			
ぞう科	ぞう科全種		
(4) 奇蹄目			
さい科	さい科全種		
(5) 偶蹄目			
かば科	かば科全種		
きりん科	キリン属全種		
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイ ソン属全種		

現行		追加指定種	
科名	種名	科名	種名
(1) だちょう目			
ひくいどり科	ひくいどり科全種		
(2) たか目			
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル		
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ		
3 爬虫綱			
(1) かめ目			
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種		
(2) とかげ目			
どくとかげ科	どくとかげ科全種		
おととかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ		
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ		
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種		
コブラ科	コブラ科全種		
くさりへび科	くさりへび科全種		
(3) わに目			
アリゲーター科	アリゲーター科全種		
クロコダイル科	クロコダイル科全種		
ガビアル科	ガビアル科全種		
		4 くも綱（追加）	
		(1) さそり目	
		きょくとうさそり科	きょくとうさそり科全種
		(2) くも目	
		ひめぐも科	ジュウサンボシゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ハイイロゴケグモ

第2 特定動物の飼養又は保管の許可の適用除外

特定動物の飼養又は保管の許可の適用除外は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って飼養又は保管をする場合
- (2) 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として飼養又は保管をする場合
- (3) 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (4) 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)に基づく業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (5) 国の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)に基づく業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (6) 地方公共団体の職員が動物の愛護及び管理に関する法律に基づく業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (7) 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十号若しくは第四十五号又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (8) 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七十条に基づく税関の業務に伴って飼養又は保管をする場合
- (9) 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って飼養又は保管をする場合
- ((2) ~ (9) の業務を補助するため国又は地方公共団体の長が定める者が行う業務に伴って飼養又は保管をする場合を含む。)
- (10) 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、死亡、解散等に至った場合で、それぞれ相続人、破産管財人、清算人等が、死亡、解散等に至った日(死亡の場合にあっては、その事実を知った日)から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定動物の飼養又は保管をするものであること。
- (11) 診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために飼養又は保管をする場合
- (12) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受けた場合(許可証の写しを添えてその旨を特定飼養施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知した場合)
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号)の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、施行日から一年間(当該期間内に同項の許可に

係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合(その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。)

- (1 4)他の都道府県知事の管轄する区域においてその飼養又は保管の許可を得ている場合であって、その管轄する区域の外において、三日を超えない期間、その許可を得た特定飼養施設により飼養又は保管をする場合(その飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事に、三日前までにその旨を通知したものに限る。)

第3 許可及び取扱基準（識別措置を含む）

1 許可基準

- (1) 特定飼養施設は、特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
- (2) 特定飼養施設は、当該特定動物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、別添の特定飼養施設の構造及び規模に関する細目を満たしていること。
- (4) 特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のためにその飼養又は保管をしようとする特定動物の以下に掲げる飼養又は保管の方法が不相当と認められないこと。

特定飼養施設の点検方法

許可後に特定動物の飼養又は保管が困難となった場合の対処方法

特定動物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定動物の逸走防止措置

別添

特定飼養施設の構造及び規模に関する細目

1 次の各号に掲げる用語の定義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

前号の出入口の戸については、飼養又は保管をする特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走しないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。

申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(2)「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

柵式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がないこと。

外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

前号の出入口の戸については、飼養又は保管をする特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走しないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。

申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(3)「移動用施設」とは、特定動物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

開口部のふた、戸等については、飼養又は保管をする特定動物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物が逸走できない大きさ及び構造であること。

閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。

(4)「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

開口部のふた、戸等については、飼養又は保管をする特定動物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物が逸走できない大きさ及び構造であること。

申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

2 特定飼養施設は、特定動物の種類ごとに次のとおりであること。

(1)哺乳綱に係る動物 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(1の(3)に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

(2)鳥綱に係る動物 おり型施設等、擁壁式施設等(だちょう目に限る。)又は移動用施設のいずれかであること。

(3)爬虫綱に係る動物 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

(4)くも綱に係る動物 移動用施設(1の(3)に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(1の(4)に掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

2 飼養又は保管の方法

- (1) 許可に係る特定動物の飼養又は保管の状況の確認及び特定飼養施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (2) 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置を講じ、当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定等の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同法附則第五条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。
- (3) 申請書に記載した特定動物の飼養又は保管の方法を遵守すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別添の飼養又は保管の方法に関する細目によること。

別添

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

1 許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法は次に定めるとおりとする。

(1) 哺乳綱に係る動物 特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）の埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内（環境大臣が定める幼齢な個体に該当する場合には、幼齢な期間が過ぎてから三十日以内。ただし、飼養又は保管を開始してから、譲渡し又は引渡しをする場合はその時までとする。）に都道府県知事に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない（環境大臣が定める幼齢な個体に該当する場合には、幼齢な期間内に限る。）

入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を4の台帳に記録している場合（特定動物を実験の用に供する場合に限る。）

飼養又は保管の許可を受ける際に既に飼養又は保管をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合しないものを含む。以下この項目及び譲受け又は引受けの際、既にマイクロチップが埋め込まれている場合において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

特定動物の種類ごとに環境大臣が定める幼齢な個体（霊長目及び食肉目に限る。）又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

飼養又は保管の許可を受けた者その他の者からの譲受け又は引受けの際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用

に供するために飼養又は保管をする個体について、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合
逸走した場合等にあっても所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める動物の飼養又は保管であって、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると都道府県知事が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

- (2) 鳥綱に係る動物 特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)の埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、又は、個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内(環境大臣が定める幼齢な個体に該当する場合にあっては、幼齢な期間が過ぎてから三十日以内。ただし、飼養又は保管を開始してから、譲渡し又は引渡しをする場合はその時までとする。)に都道府県知事に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない(環境大臣が定める幼齢な個体に該当する場合にあっては、幼齢な期間内に限る。)

翼帯等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を4の台帳に記録している場合(特定動物を実験の用に供する場合に限る。)

飼養又は保管の許可を受ける際に飼養又は保管をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合しないものを含む。以下この項目及び譲受け又は引受けの際、既にマイクロチップが埋め込まれている場合において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

特定動物の種類ごとに環境大臣が定める幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する

獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

飼養又は保管の許可を受けた者その他の者からの譲受け又は引受けの際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養又は保管をする個体について、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

逸走した場合等にあっても所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める動物の飼養又は保管であって、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると都道府県知事が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

- (3) 爬虫綱に係る動物 特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。)の埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内(ただし、飼養又は保管を開始してから、譲渡し又は引渡しをする場合はその時までとする。)に都道府県知事に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

飼養又は保管の許可を受ける際に飼養又は保管をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合しないものを含む。以下この項目及び譲受け又は引受けの際、既にマイクロチップが埋め込まれている場合において同じ。)が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

特定動物の種類ごとに環境大臣が定める小型の個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する

獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

飼養又は保管の許可を受けた者その他の者からの譲受け又は引受けの際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養又は保管をする個体について、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

逸走した場合等にあっても所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める動物の飼養又は保管であって、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると都道府県知事が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

専ら食用としての飼養であること等、マイクロチップによる識別措置を講ずることにより、飼養の目的を達することに問題が生じると都道府県知事が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内に都道府県知事に提出する場合

- (4) くも綱に係る動物 個体を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養又は保管を開始したときから三十日以内(ただし、飼養又は保管を開始してから、譲渡し又は引渡しをする場合はその時までとする。)に都道府県知事に提出すること。

- 2 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしてはならない。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、他の場所への移動に用いる特定飼養施設への収容その他一時的に特定動物の飼養又は保管を特定飼養施設の外ですることとなる場合であって、以下の要件を満たしている場合は、この限りでない。

- (1) 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分

な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、飼養又は保管に係る動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に通知している場合にあっては、この限りでない。

(2) 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管に係る時間が、一時間未満(飼養又は保管の目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に通知している場合にあっては、六時間未満)であること。

3 第三者が容易に特定動物に接触できないよう措置を講ずるとともに、当該動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養施設又はその周辺に所定の標識を掲出することにより実施しなければならない。

4 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養又は保管をする特定動物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養又は保管をする特定動物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて都道府県知事に届け出なければならない。ただし、学術研究又は畜産業等の生業の維持を目的とした飼養又は保管をするものであって、かつ、当該特定動物を実験の用若しくは畜産の用に供する場合又は展示を目的とする場合であって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養又は保管に係る特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管すること。

個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

飼養又は保管をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養又は保管の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

個体の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養又は保管の許可番号

(2) 飼養又は保管の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養又は保管をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

特定動物の種類

一年間に飼養又は保管をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

数量の増減に係る個体についての条件である(1) から までに掲げる事項

特定動物の種類ごとに環境大臣が定めるマイクロチップ埋込部位及びマイクロチップ埋込を免除する幼齢な個体又は小型の個体（案）

綱	目	科	種	埋込部位	幼齢又は小型の個体	
哺乳綱	霊長目	おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない個体	
		おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種			
		てながざる科	てながざる科全種			
		ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種			
	食肉目	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種		生後2月に満たない個体	
		くま科	くま科全種			
		ハイエナ科	ハイエナ科全種			
		ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種			
	長鼻目	ぞう科	ぞう科全種		尾の基部の皺壁の左側	/
	奇蹄目	さい科	さい科全種		左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	
	偶蹄目	かば科	かば科全種			
		きりん科	キリン属全種			
		うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種			
鳥綱	ヒメノトリ	ひくいどり科	ひくいどり科全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後2月に満たない個体	
	たか目	コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル			
		たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ			
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科	かみつしがめ科全種	左後肢皮下	甲長が15センチメートルに満たない個体	
	とかげ目	どくとかげ科	どくとかげ科全種	左鼠径部	体長が50センチメートルに満たない個体	
		おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ			
		ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ	総排泄孔より前の左体側皮下		
		なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種			
		コブラ科	コブラ科全種			
		くさりへび科	くさりへび科全種			
	わに目	アリゲーター科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮下		
クロコダイル科		クロコダイル科全種				
ガビアル科		ガビアル科全種				

参考 法第30条に基づく環境省令への委任事項等

1 許可の有効期間

許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲で都道府県知事の定めるものとする。

2 許可に付する条件

(1) 必要に応じて、逸走した場合における関係行政機関への連絡義務を課すものとする。

(2) みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

(3) 前号に掲げるほか、都道府県知事が必要と認める事項